

高知県商工団体連合会 NO.966(52-43)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kousyouren.jp/

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

読者現勢を回復して全国会長・局長会議に参加

■2021年 全商連70周年めざす運動

7/11 現在	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	5	0	0	0	0	3
香美郡	16	2	3	2	0	11
南国	14	0	3	0	0	5
高知	24	5	0	0	0	10
仁淀川	6	1	0	0	0	3
須崎	8	0	0	0	0	4
中村	4	0	1	0	0	4
計	77	8	7	2	0	40

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■全国総会時現勢との差

7/11 現在	読者	会員	共済				婦人	青年
			総加入者	民商 会員	配偶 者			
安芸	+1	-1	0	0	0	-3	0	
香美郡	+19	+3	-7	+2	+1	-4	0	
南国	+2	-4	+1	-4	+1	+1	0	
高知	-1	-16	-48	-18	-11	-12	-2	
仁淀川	-7	-3	-2	-3	-1	-2	0	
須崎	+9	-8	-6	-3	-3	-5	0	
中村	-19	-4	-7	-4	-1	-1	0	
計	+4	-33	-69	-30	-14	-26	-2	

7月11日(日)、全商連主催・全国会長・事務局局長会議が開かれました。2004年以來の開催で、今年11月の全商連創立70周年祝賀会にむけて、要求運動と組織建設を前進させようと開かれたもの。

高知からは県連と7民商全員の会長、5名の事務局局長が参加しました。コロナ禍の下、全国400会場をリモートでつないでの開催となりました。(詳細は7月26日の商工新聞をお読みください)

読者増で迎えようと奮闘
拡大推進委員会(7月1日

高知県から会長8名、事務局局長5名

開催)の「全商連総会時現勢を回復突破し、増勢の中で会長・局長会議を迎えよう」という呼びかけに民商が応え、1週間で27人の読者を拡大。総会時比4名増とすることができました。7月11日の集約では、会員比読者拡大率で全国トップになりました。

南国では、拡大推進委員の片山さんの呼びかけに応え、委員会後5名の役員・会員が読者9人を拡大しました。

香美郡では、三役会で、「山崎会長が代表発言するのだから、三役が中心になって増やそう」と意思統一。7名の役員・事務局員で読者9人を拡大。

須崎では、推進委員会に参加していた高橋副会長を先頭に、岡村共済会理事長、岩井会長、西森事務局員が拡大。総会時比5.5%増としました。



発言する山崎会長、右は森南国民商会長

山崎香美郡民商会長が代表発言。会議では、全国から10名が代表発言し活動交流をしました。高知県からは香美郡民商・山崎龍太郎会長が発言しました。

山崎会長は、香美郡民商が大事にしている4つの統一(①気持ちをついに：何でも話し合える人間関係をつくる。②認識を一つに：民商の現状、課題、できることをできるだけ早く全会員のものにする。③意識を一つに：も

6組が無料法律相談

(近藤恭典弁護士/高知法律事務所)

7月8日に、県連主催の第1回無料法律相談会を、近藤恭典弁護士のご協力により開催しました。

当日は6組の相談がありました。

相談内容は、市とのトラブル、建築基準法について、自己破産、離婚に伴う問題(慰謝料等)などでした。

相談者のひとは、「相談できてほっとした。無料なのも助かります」と語っていました。帰りに次回の予約を取っていく方もいました。

次回は8月20日(金) 午後1時~3時

○相談時間は1人(組)30分を予定。○事前申し込みを各民商事務局にしてください。○遠隔地の方はリモートでの相談も可能です。○4人(組)を超えた場合は、次回の優先予約ができます。

不備ループ

国の一時支援金をめぐり、「不備メールが15回も来た」という報道。「不備ループ」と言われるものです。

高知民商の会員5名にも来ています。そのメールは、改行なしで1700文字もあり、内容はわかりづらく、不備を全て修正しようとする、数百枚の書類になる方もいます。

ご提出いただいた書類では、捺印要件を満たさない追加返送のご提出をお願いします。ご提出いただいた「2. 申請書の該当区分」で選択した区分に沿い、「届出事項」に記載の保存書類一式を「その他書類」に出してください。または捺印不足がは、捺印要件を満たさない、または捺印不足が「全」の書類をご提出ください。【必ずお読みください】このことをご確認ください。2. 【全申請書区分別事項】-格別は2019年及び2020年の計2年間の格別を「おられることをご確認ください。申請書、領収書のほか毎月届いた「全」の届出(報告や領収書等は、取引の日付・内容・相手先・金額が記載してください。特に(1)-(3)、(1)-(2)、(1)-(3)、(2)-(4)に「全」に記載した取引先に関する請求書・領収書等名、名義及び口座番号の記載がある箇所(表紙や裏020年1~3月における請求書・領収書等に関する取ってください。<例> ○格別：現金出納帳、総勘定元取簿、納品書、契約書(月々の契約料など具体的な

し、ネットバンクのスクリーンショット、取引履歴(取引、通帳など)の保存書類 黄色申告書、白色申告

この見方や考え方を高め、近づける努力をする。④行動を一つに：要求あるものを先頭に、みんなで解決を。拡大や宣伝行動もみんなでやる)を紹介し、会長・事務局局長会議にむけて県連拡大推進委員会の呼びかけに応え拡大でも奮闘したこと、県下民商の頑張りで県連が読者の全商連総会時現勢を回復・突破したことを報告。

近づく衆議院選挙勝利にむけては、県連と民商が小選挙区の立憲民主党の候補者(現職)を支援していること、さらに、立憲民主党の議員が、「比例区は日本共産党へ」と記した選挙ハガキ(左囲み)を作成するまでに、市民と野党の共同が深化していることを報告しました。

高知憲法ニュース(6/30より) シリーズ 憲法を学ぶ・語る・活かす 15 「ほっとまんぷくプロジェクト」の報告 ②

プロジェクト事務局 中根晋作
高知から始まった、食糧支援の取り組みは、全国47都道府県に広がり、今の自公政権が押し付けている「自己責任・自助」に対抗する、「支え合い」の活動となっています。

「ほっとまんぷくプロジェクト」を継続してきた1年間で、学生の中にも変化がありました。政府による、一度きりの学生給付金(制度上行き届かない学生も)。学生の意見を聞かず、キャンパスへの入構や課外活動を一方的に禁止する大学。閉まる学生食堂。そもそも高い学費。都合よく低賃金で利用され、解雇されるアルバイト。自分たちの持つ、「幸福追求権や能力に応じて教育を受ける権利がないがしろにされている」と気づき、署名活動、大学や大学生協への申し入れ、議会への要請と、現状を変えるための取り組みが広がってきています。

ある学生が、「権利を守るためには、自分たちが行動するしかないのですね」と決意を込めた表情で語っていたのが非常に印象に残っています。

憲法97条には「この憲法の基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、永久の権利である」と記されていますが、この憲法の理念に社会がより近づくためには私たちに努力が必須です。今後とも学生に寄り添い、学生と共に、よりよい社会の実現に向けて活動していきます。

最後に、この活動の継続には皆さまのご支援が不可欠です。今後とも未来の宝たちへのご支援を宜しくお願い致します。

(おわり)